

長野県議会基本条例 検証結果報告書

令和7年12月
議会基本条例検証調査会

1 経過

長野県議会基本条例（以下「基本条例」という。）は、議会の基本理念、基本方針、議員の責務、議員活動の原則その他の議会に関する基本的な事項等について定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって、県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的として、平成 21 年 10 月 15 日に制定しました。

長野県議会は、これまで県政の諸課題の解決に向けて議会活動を行うとともに、たゆまぬ議会改革にも取り組んできたところですが、基本条例の制定から 16 年以上が経過し、社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化が進んでいることから、条例の趣旨に基づいた議会活動が十分に行われているか検証するため、令和 7 年 6 月 4 日の各会派代表者との打合せ会議において、議長の提案により議会基本条例検証調査会（以下「調査会」という。）が設置されました。

調査会では、基本条例に基づく取組状況とその評価について検証しましたので、その結果を次のとおり報告します。

2 調査・検証状況

年 月 日	内 容
令和 7 年 6 月 19 日	第 1 回調査会 <ul style="list-style-type: none">・調査会の設置・基本条例に基づいた取組状況について確認・取組状況に対する会派の評価について依頼
7 月 4 日	第 2 回調査会 <ul style="list-style-type: none">・取組状況に対する各会派の評価について確認
10 月 9 日	第 3 回調査会 <ul style="list-style-type: none">・調査会としての評価について意見交換
11 月 27 日	第 4 回調査会 <ul style="list-style-type: none">・基本条例の検証結果に係る報告書（案）の取りまとめ
12 月 8 日	第 5 回調査会 <ul style="list-style-type: none">・報告書の決定

3 検証方法

(1) 検証体制

各会派から2名ずつ選出された計10名で構成する調査会を立上げ、上記「2 調査・検証状況」のとおり検証を実施した。

調査会の委員については、以下のとおり。

(記載順不同、敬称略)

会 派	委 員	
自由民主党県議団	丸山 栄一 (座長)	共田 武史
改革信州	花岡 賢一	埋橋 茂人
新政策議員団	百瀬 智之	清水 正康
公明党長野県議団	川上 信彦	加藤 康治
日本共産党県議団	山口 典久	和田 明子

(2) 検証方法

基本条例第6条から第20条(※1)まで、基本条例制定からこれまでの県議会の取組状況をまとめた「取組状況表」を作成し、次の区分により会派ごとに点数評価を行った。

また、各条項の取組状況について各会派から意見が提出された。

(※1) 第1条から第5条までは総則であり、取組実績の対象となるものではない。

点数	評 価 内 容
3	現在の取組は十分である
2	現在取り組んでいるが、さらなる拡充・改善が必要
1	現在の取組に課題があり、改善が必要

4 検証結果

(1) 点数評価について

会派全体の平均点(※2)は、3点満点中、2.51点であり、高い平均点となった。

平均点の最高点は、第13条第2項(請願・陳情の受付)の「2.87」点であり、最低点は、第12条(議会運営)の2.06点であった。

平均点を上回った条項の数は、「第6条 監視及び評価」など全23項目中、半数を超える計13項目となった。

一方で、平均点を下回ったものは「第10条 政策の立案及び提言」など計10項目となった。

※2 平均点の算出方法

- ・各会派の評価点数に、その会派人数を掛ける
- ・その掛け算の結果を全て合計する
- ・合計を5会派の人数（54名）で割る

（2）基本条例の検証結果について

第1章 総則 第1条から第5条までは、基本条例の目的や基本理念等を示しており、取組状況の対象となるものではない。

検証項目	第2章 議会の監視機能の強化						
関連条文	【第6条】監視及び評価 (第1項) 知事等の事務の執行の監視 (第2項) 知事等の事務の執行の効果及び成果の評価 【第7条】県政に関する調査等の権限等 (第1項) 監視機能を最大限に發揮するための地方自治法に定める権限の的確な行使 【第8条】議案の審議等 (第1項) 議案について論点を明らかにする (第2項) 議案についての知事等の説明 【第9条】議会の決議等の尊重等 (第1項) 議会の決議等の趣旨の尊重 (第2項) 知事の予算調製に当たっての必要な議会活動の実施への配慮						
取組状況の評価の平均点（3点満点）	第6条	第6条 第2項	第7条	第8条	第8条 第2項	第9条	第9条 第2項
	2.63	2.63	2.63	2.63	2.63	2.63	2.63
取組状況	【第6条関連】 ○決算特別委員会の審査機能の充実 ・平成24年度から、9月定例会で設置していた決算特別委員会を6月定例会で設置し、11月定例会まで存続することとし、付議事件は「……の決算認定に関する調査」とした。 ・平成24年度以降の初委員会で「決算特別委員会の指摘要望事項について」と「決算認定議案審査報告に対する対応状況について」を委員会の審査の参考とされたい旨の議長発言を委員長から各委員に周知した。 ・令和6年2月定例会から、「決算認定議案審査報告に対する対応状況について」を、令和6年度の初委員会から「決算特別委員会の指摘要望事項」をタブレット端末に保存し、委員会審査中に常時閲覧・確認できるようにした。						

	<p>・決算認定議案審査報告に対する知事部局等の対応状況では、事業改善シートの記載内容の変更等により事業の成果と課題を的確に把握し、より効果的な事業を目指して事業改善することにつなげている。</p> <p>【第8条関連】</p> <p>○県総合5か年計画研究会</p> <p>総合5か年計画の策定に当たり、研究会を立ち上げ、知事部局等との意見交換を実施し、結果を議長に報告している。</p> <p>【研究会活動期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月から令和5年1月まで ・平成28年12月から平成30年1月まで ・平成23年12月から平成25年1月まで（中期総合計画研究会）
<p>取組状況に に対する 各会派から の意見</p>	<p>【第6条関連】</p> <p>○決算に対して全議員が関わる仕組みを設けること。</p> <p>（決算審査により、明らかになった事項を翌年度の予算編成に反映させる権能の向上が必要。旧大北森林組合の補助金不適切受給事件に関わる県の債権管理の進捗状況に象徴される、複数年度にまたがって継続調査が必要とされる事例についての調査が実施できるよう、常任委員会での運用規定を設けるべき。）</p> <p style="text-align: right;">（改革信州：以下「改革信」という）</p> <p>【第9条関連】</p> <p>○本会議場での意見書等の決議状況を議事録に記載してはどうか。（改革信）</p>

検証項目	第3章 議会の政策の立案及び提言		
関連条文	<p>【第10条】政策の立案及び提言</p> <p>(第1項) 積極的な政策の立案及び提言</p> <p>(第2項) 会派相互間の調整、合意形成</p> <p>【第11条】研修、調査研究等</p> <p>(第1項) 政策の立案及び提言に関する能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が研修に参加する機会の確保 ・図書室の充実強化 ・市町村議会との交流及び連携 		
取組状況の評価の平均点 (3点満点)	第10条	第10条第2項	第11条
	2.41	2.54	2.41
取組状況	<p>【第10条関連】</p> <p>○議員提案条例の制定状況</p> <p>平成21年9月に長野県議会条例を制定以降、16年間に7条例を制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月 長野県歯科保健推進条例 ・平成25年10月 長野県がん対策推進条例 ・平成27年12月 信州の地酒普及促進・乾杯条例 ・令和2年10月 長野県脱炭素社会づくり条例 ・令和4年3月 県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例 ・令和5年3月 長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例 ・令和7年3月 信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例 <p>○特別委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙区等調査特別委員会（平成28年7月から平成29年12月まで） 「長野県議会選挙区・定数研究会」の検討結果を踏まえ、選挙区等の見直しについて必要な調査を行うため、平成28年6月定例会で特別委員会を設置した。 平成29年12月までに委員会を27回開催し、総定数、選挙区を見直す案をとりまとめ、改正条例案を提出した。賛成多数で可決され、平成31年4月7日執行の県議会議員一般選挙から適用した。 ・少子化・人口減少対策調査特別委員会 令和5年6月に少子化・人口減少対策調査特別委員会を設置し、12回（※令和7年10月10日現在）にわたる委員会開催及び2回の県外視察を通して、県の戦略策定に関与した。 		

○調査会・研究会等の活動

議員提案による条例制定や議員活動の充実・強化等の検討のため、会派から選出された委員で構成する調査会等を設置し、積極的に活動を行っている。

- ・歯科保健推進条例（仮称）制定検討調査会
(平成 21 年 7 月から平成 22 年 9 月まで)
- ・議会改革調査会（平成 23 年 3 月から平成 26 年 7 月まで）
- ・長野県議会選挙区・定数研究会（平成 23 年 7 月から平成 24 年 9 月まで）
- ・県中期総合計画研究会（平成 23 年 12 月から平成 25 年 1 月まで）
- ・がん対策推進条例（仮称）制定検討調査会
(平成 24 年 3 月から平成 25 年 9 月まで)
- ・長野県信州の地酒振興条例（仮称）制定検討調査会
(平成 27 年 7 月から平成 27 年 11 月まで)
- ・長野県議会選挙区・定数研究会（平成 27 年 10 月から平成 28 年 6 月まで）
- ・県総合 5 か年計画研究会（平成 28 年 12 月から平成 30 年 1 月まで）
- ・環境政策推進条例（仮称）制定検討調査会
(令和元年 7 月から令和 2 年 9 月まで)
- ・情報技術活用研究会（令和元年 7 月から令和 3 年 6 月まで）
- ・SDGs・DX 戦略研究会（令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月まで）
- ・歯科保健推進条例改正検討調査会（令和 2 年 12 月から令和 3 年 9 月まで）
- ・少子化対策条例（仮称）制定検討調査会（令和 3 年 3 月から令和 4 年 2 月まで）
- ・県総合 5 か年計画研究会（令和 3 年 12 月から令和 5 年 1 月まで）
- ・伝統的工芸品産業振興条例（仮称）制定検討調査会
(令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月まで)
- ・県産材利用・脱炭素推進条例（仮称）制定検討調査会
(令和 6 年 3 月から令和 7 年 2 月まで)

○議会の海外調査活動

平成 27 年度から議会として最新の海外情勢を把握し、県の政策形成に資するため、海外調査を実施している。

【平成 27 年度】シンガポール共和国、マレーシア

【平成 28 年度】中華人民共和国（上海市、江蘇省）

【平成 29 年度】タイ王国、台湾

【平成 30 年度】中華人民共和国（河北省、北京市等）

（※ 令和元年度から 4 年度までは、台風災害又は新型コロナウイルスの影響で中止）

【令和 5 年度】

- ・訪問場所：オーストラリア連邦
(産業観光企業委員会及び農政林務委員会の副委員長 2 名派遣)
- ・調査内容：オーストラリア連邦における県内企業の海外展開、外国人旅行者の誘致、農産物及び県産加工品の輸出促進等について調査

【令和 6 年度】

- ・訪問場所：ベトナム社会主義共和国、カンボジア王国
(産業観光企業委員会及び農政林務委員会の委員長 2 名派遣)
- ・調査内容：両国における県内企業の進出状況、新規市場開拓、外国人材確保、インバウンドについて調査

【令和 7 年度】

- ・訪問場所：インドネシア共和国
(産業観光企業委員会及び農政林務委員会の委員長 2 名派遣)
- ・調査内容：インドネシア共和国における県内企業の進出状況、新規市場開拓、外国人材確保、インバウンドについて調査

○審議会委員等への就任の見直し

平成 14 年度以降、法令、条例に定めのあるものを除き議員は就任しないこととしていたが、議会は地域住民の意見反映や政策提言の役割も大きく、県の政策形成に関し、執行機関と知恵を出し合う立場であることを勘案し、平成 27 年度以降は、県行政の各分野の基本的方向性を審議する審議会等のうち、知事から依頼があったものについて就任している。

○県議会災害等対策連絡本部の設置

平成 25 年に県議会災害等対策連絡本部設置要綱を制定。令和 2 年に要綱改正し、新型インフルエンザ等への対策を追加。議会内の情報共有のほか、知事部局等に対し議員の意見・要望等を伝達した。

- ・平成 26 年 御嶽山噴火災害、神城断層地震
- ・令和元年 東日本台風災害
- ・令和 2 年 新型コロナウイルス感染症

【第 11 条関連】

○議員の研修参加(自治法派遣)

地方自治法第 100 条第 13 項に基づき、国又は全国都道府県議会議長会が開催する地方議会議員向けの研修会やシンポジウムに参加している。

【令和 5 年度】

- ・地方議会活性化シンポジウム 2023
(11 月 13 日開催 副議長、議会運営委員会委員長派遣)

- ・第 23 回都道府県議会議員研究交流大会
(11 月 14 日開催 会派選出議員 7 名派遣)
- 【令和 6 年度】
 - ・第 24 回都道府県議会議員研究交流大会
(11 月 12 日開催 会派選出議員 7 名派遣)
 - ・地方議会活性化シンポジウム 2024
(11 月 29 日開催 副議長、議会運営委員会委員長派遣)
- 【令和 7 年度】
 - ・第 25 回都道府県議会議員研究交流大会
(11 月 11 日開催 会派選出議員 11 名派遣)
 - ・地方議会活性化シンポジウム 2025
(11 月 13 日開催 副議長、議会運営委員会委員長派遣)

○図書室の充実強化

定例会ごとに各会派へ購入希望図書を照会の上で購入するほか、令和 6 年度からは新刊図書コーナーを新たに設けるなど、時宜にかなった蔵書の充実を図っている。

○議員研修会（長野県地方自治政策課題研修会）の開催

県議会議員、県内の市町村長、市町村議会議員などを対象に直面する政策課題について、学識経験者等による講演等を行い、今後の対応に資することを目的に研修会を開催している。

【令和 5 年度】

- ・テーマ：少子化・人口減少対策 ～ 異次元の少子化対策とは ～
- ・講 師：山崎史郎氏（内閣官房参与（社会保障・人口問題））
- ・参加者：合計約 450 名
 - [市町村議員等] 対面 99 名、web 約 310 名
 - [県議会議員] 対面 42 名

【令和 6 年度】

- ・テーマ：地域の防災・減災力をどう底上げするか?
～ 産官民の役割について考える ～
- ・講 師：瀧本浩一氏（山口大学大学院准教授）
- ・参加者：合計約 400 名
 - [市町村議員等] 対面 49 名、web 約 310 名
 - [県議会議員] 対面 40 名

【令和 7 年度】

- ・テーマ：長野版逆参勤交代で拓く地方創生の未来
- ・講 師：松田 智生（三菱総合研究所 主席研究員）

	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者：合計約 270 名 [市町村議員等] 対面 24 名、web 約 200 名 [県議会議員] 対面 45 名
取組状況に 対する 各会派から の意見	<p>【第 10 条関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○任期末の 2 月定例会閉会後の委員会継続審査及び調査について、災害対応等の議会活動が不全となる可能性があり、規定を設けておく必要がある。(改革信) ○執行機関の附属機関(審議会等)の構成員に議員がなることは、今一度再考したらどうか。(議会の代表として出席しているのに、そこで得た情報で一般質問などの個人の議員活動を行うことはどうなのか。) (新政策議員団：以下「新政団」という。) ○選挙区に関する調査特別委員会を設置し、1 人区や飛び地の解消を目指す。 (日本共産党県議団：以下「共産党」という。) ○審議会委員等への就任の見直しに關し、議員の委員就任の役割に鑑み、1 年の任期を 2 年等に見直す。(共産党) <p>【第 11 条関連】</p> <p>(1)議員が研修に参加する機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体政策課題研究会のテーマについて、議論を深めるため、県内自治体における特筆すべき取組について紹介するとともに、議員間での意見交換を行う場を設置してみてはどうか。(改革信) <p>(2)図書室の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会図書室の所蔵図書のデジタル化を進めたらどうか。(新政団) ○図書室の機能充実も今後の検討課題である。現在の環境では、情報収集の手段が主に書籍に限られており、多様な視点や最新動向へのアクセスに限界があるように見受けられる。 議員の調査活動をより実効性のあるものとするためには、書籍以外の情報源も活用できる体制が求められる。 たとえば、全国の新聞記事を検索・閲覧できる「D ファイル」等のツールの導入は、情報収集の幅を広げる有効な手段となるのではないか。こうした外部情報サービスの導入も含め、図書室の機能強化を図ったらどうか。(新政団) <p>(3)市町村議会との交流及び連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市議会議長会、町村議長会と現場の課題について意見交換を行う。 (改革信、公明党長野県議団：以下「公明党」という。)

検証項目	第4章 議会の運営	
関連条文	【第12条】議会の運営 <p>(第1項) 県民に開かれた運営と、合議制の機関として適切な運営 (第2項) 委員会における議員相互間の討議の活用、機能の十分な發揮</p>	
取組状況の評価の平均点 (3点満点)	第12条 2.06	第12条第2項 2.50
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○傍聴人向け手話通訳・要約筆記（平成15年以降） <p>聴覚障がい者等に対し手話通訳・要約筆記サービスを開始した。 利用者累計213名（平成22年以降）</p> ○乳幼児室（授乳等スペース）の設置（平成15年以降） ○傍聴人向け託児サービス（令和6年11月定例会以降） <p>乳幼児（生後6か月から6歳まで）を連れた傍聴者向けに託児サービスを開始した。</p> ○会議録検索システムの運用（平成14年8月以降） <ul style="list-style-type: none"> ・本会議会議録を公開した。 （システム導入に併せ、平成14年2月定例会分から公開開始。現在は平成7年2月定例会分から閲覧可能） ・常任委員会会議録を公開した。（平成17年2月定例会分以降） ・議会運営委員会及び特別委員会会議録を公開した。（平成20年度分以降） ○本会議ライブ中継及び録画中継の運用（平成14年6月定例会以降） ○本会議インターネット中継をスマホ・タブレット対応に拡充 （平成28年9月定例会以降） <p>特に若い世代に議会活動への関心を高めてもらうため、本会議インターネット中継をスマートフォン・タブレットでも視聴できるように拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 生中継 視聴件数：3,939件（1日当たり 127.1件） 録画中継 視聴件数：26,456件（1日当たり 72.3件） ・令和6年度 生中継 視聴件数：3,588件（1日当たり 123.7件） 録画中継 視聴件数：26,368件（1日当たり 72.2件） 	

	<p>○委員会へのオンライン出席（令和4年6月定例会以降）</p> <p>令和4年2月定例会中、議員に新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者が多数発生したことから、重大な感染症のまん延や大規模災害の発生などの緊急時において委員が委員会の招集場所に参集することが困難であり、かつ、委員会の定足数を割る恐れがある場合に限り、委員長が委員のオンライン出席を許可できるよう、同年6月定例会において委員会条例の改正やオンライン出席に関する委員会運営要綱の制定等を行った。</p> <p>○請願（陳情）書のオンライン提出（令和6年度以降）</p> <p>多様な住民が議会に関わる機会を広げ、また、議会運営の合理化を図る観点から、請願（陳情）書のオンライン提出を可能とした。</p> <p>○定例会日程（予定）の公表（平成28年9月定例会以降）</p> <p>定例会日程は、従来、開会日の概ね1週間前に開催する議会運営委員会で決定した後、公表していたが、より県民に開かれた運営を行うため、定例会最終日の議会運営委員会において翌定例会の日程を予定として決定し、公表することとした。</p> <p>○委員会における議員間討議の活用について（平成21年11月定例会以降）</p> <p>委員長が委員会を進行する中で、「委員の発言に対し、ほかの委員から意見等がある場合についても、あわせて発言願う」旨を常に入れて、議論が深まるように促している。（委員は必要に応じて発言。）</p>
取組状況に対する各会派からの意見	<p>○本会議や委員会の出席を厳格化し、本会議及び委員会への出席は、公務として最高位にあることを再確認すべき。（自由民主党県議団）</p> <p>○本会議中に録画している動画について、自身の動画は切り取りや編集を行うことを可とし、自己の広報活動等に活用できるよう、柔軟な運用を認めたらどうか。 (第15条関連)（新政団）</p> <p>○議場において、飲み物の持込みを許可したらどうか。 (熱中症対策、居眠り防止策として)（新政団）</p> <p>○議題に関する議決に至るまでの背景や議論の過程については、可能な限り議事録に記録として残すことが必要である。例えば、議員会館個室の議員限定使用に関する一文が、いつ、どのような議論を経て明記されたのかが議事録に記されておらず、当時の判断の背景や経緯を正確にたどることができない。こうした事例は一例に過ぎず、意思決定のプロセスが不明確なままでは、県民の理解や信頼を得ることは難しい。 県勢の発展とより開かれた議会運営を実現するためには、重要な決定事項については、その背景や議論を議事録に明示的に残す運用を徹底したらどうか。（新政団）</p>

	○委員間討議が形骸化している。知事提出議案に対して総括的な議論を行う時間を設けてみては。(改革信)
--	---

検証項目	第5章 県民と議会との関係			
関連条文	<p>【第13条】県民の意見の把握 (第1項) 公聴会、参考人制度等の積極的な活用 (第2項) 請願、陳情等の誠実な処理</p> <p>【第14条】委員会等の公開 (第1項) 委員会及び協議等の場を原則として公開</p> <p>【第15条】広報及び広聴の充実 (第1項) 多様な手段の活用による充実</p>			
取組状況の評価の平均点(3点満点)	第13条	第13条第2項	第14条	第15条
	2.63	2.87	2.41	2.31
取組状況	<p>【第13条関連】</p> <p>○現地調査時に地域の要望等を直接聴取</p> <p>平成27年度から常任委員会の現地調査時において、現地で市町村長、地域住民等からの要望・陳情に十分な時間を確保することとし、地域の声を直接聞き、意見交換を行う機会を拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 回数：52回 参加者 205人 ・令和6年度 回数：57回 参加者 219人 <p>○県内大学と包括連携協定を締結</p> <p>令和元年度から県議会と県内大学とが、地域課題の解決に取り組むとともに、魅力ある地域づくりの推進や人材の育成に資することを目的として、包括連携協定を締結した。</p> <p>【締結大学・短大】</p> <p>国立大学法人信州大学、公立諏訪東京理科大学、佐久大学、佐久大学信州短期大学部、清泉女学院大学(令和7年4月から清泉大学)、清泉女学院短期大学(令和7年4月から清泉大学短期大学部)、長野大学、長野保健医療大学、松本大学、松本大学松商短期大学部、松本歯科大学(以上、11大学・短大)</p> <p>○少子化・人口減少対策調査特別委員会が信州大学の教授を参考人として招いて講演会を開催(令和6年1月)</p> <p>○SDGs・DX戦略研究会が信州大学の教授を講師として招いて勉強会を開催(令和2年12月)</p>			

<p>○大学生との意見交換会を開催 (令和元年、令和2年、令和4年から令和7年まで各1回開催)</p> <p>○参考人への出席要請 基本条例制定前に引き続き、委員会審査・調査に必要な場合に参考人の出席を要請した。 ・平成21年10月から令和6年度末まで 計9回</p> <p>○請願・陳情件数（新規件数） 令和5年度：請願7件 陳情229件 令和6年度：請願4件 陳情263件 ※参考：平成21年度：請願29件 陳情182件 ※陳情について、本県では会議規則第108条において「陳情は、請願に準じて処理する。」と規定。請願と同様に委員会に付託のうえ審査している。 (他県の陳情の審査状況)【令和5年11月時点】 委員会審査を行っている：12（長野県含む） 委員会審査を行っていない：35</p> <p>○請願・陳情に基づく意見書案の提出件数（条例制定後） 25件</p> <p>○地方自治法第125条に基づき請願の処理の経過及び結果の報告を請求した件数（条例制定後） 46件</p> <p>【第14条関連】</p> <p>○委員会及び協議等の場の原則公開 基本条例の制定に合わせ、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を原則公開とした。 ・委員会条例を一部改正し、委員長の許可制としていた傍聴を、原則公開とした。 ・協議等の場を原則公開とした。</p> <p>【第15条関連】</p> <p>○「こんにちは県議会です」を充実（県民との直接対話） 平成15年度から県議会議員と県民とが直接意見交換をする取組を開催方法や内容を工夫・充実させながら実施している。 令和5年度及び令和6年度はオンラインの開催も含め、年3回ずつ行い、令和6年度はそのうち1回を高校生との意見交換を「模擬県議会」の形式で行った。</p>

	<p>○小学生等の議場見学時に議員が説明</p> <p>正副議長、広報委員等が議場（傍聴席）で議会の仕組み、役割、エピソードなどを分かりやすく説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 学校数：101校 見学者数：3,880人 ・令和6年度 学校数：133校 見学者数：6,543人 <p>○広報番組の制作・放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に、県民により県政や県議会に対して関心を高めてもらい、かつ学校教材などにも利用できる番組（3分×2本）を制作し、県内民放地上波において放送した。 ・令和6年度では、アーカイブ配信として、議会ホームページに掲載するとともに、県内ケーブルテレビでも放送した。 <p>○議長によるラジオ広報</p> <p>平成26年度から議長がラジオ番組に出演し、各定例会を振り返り、本会議での審議、県議会の活動状況の紹介など情報発信を行っている。（令和6年度は4回）</p> <p>○X（旧ツイッター）による情報発信（平成25年1月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォロワー数 1,545人（令和7年2月現在） <p>○本会議インターネット中継をスマホ・タブレット対応に拡充【再掲】</p> <p>○請願（陳情）書のオンライン提出【再掲】</p>
取組状況に 対する 各会派から の意見	<p>【第13条関連】</p> <p>○主要な県政課題について、テーマを定め、閉会中に当事者等から意見を聞く「公聴会」を開催するべきである。（改革信）</p> <p>○大学との連携協定を活用し、少子化問題等の主要課題について、テーマを定めてアンケート調査を行ってはどうか。（改革信）</p> <p>○県民意見の把握の中で、若者からの意見聴取の必要性から、連携協定の締結がなされたものと考えられる。十分な活用を図るためにも、さらなる公聴会活動の検討、定期的な意見交換が実現できるよう環境を整える。（改革信）</p> <p>【第14条関連】</p> <p>○委員会も傍聴できる旨の周知が必要では。（改革信）</p> <p>○委員会でのインターネット中継の導入。（改革信、新政団、共産党）</p>

○「議論は原則公開とすべき」との趣旨に関連して、長野県議会では、議会運営委員会に諮る前の段階として、会派間の調整が非公式で行われており、意見のすり合わせや方向性の整理が事前にある程度進むことで、議会運営委員会での議論が限定的になる傾向が見受けられる。さらに、これらの場での議論は、議事録が存在しない。

こうした経緯を踏まえれば、議論の過程が記録として残らないことへの懸念は小さくない。第12条第2項に規定する、議論の透明性や検証可能性の観点から、改善を図る余地があると考える。(新政団)

【第15条関連】

○現在の広報について検証し、今にあった広報のあり方を今一度検討する。

- ・広報誌面の充実として「質問・答弁の一部」「議案に対する賛否の状況」を掲載してはどうか。(9条関連)(改革信)
- ・ラジオの見直し(新政団)
- ・「こんにちは県議会です」の内容・発行形態の見直し(共産党)
- ・インフルエンサー「長野県広報パートナー」等の協力を得て、SNSによる情報発信を抜本的に強化(共産党)

検証項目	第6章 議会改革			
関連条文	<p>【第16条】議会改革の推進 (第1項) 地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組む</p> <p>【第17条】議会改革推進会議 (第1項) 議会改革に取り組むため必要がある場合には、議会改革推進会議を設けるものとする</p> <p>【第18条】政務活動費 (第1項) 使途の透明性の確保に資するため必要な措置を講ずる (第2項) 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めるところによる</p>			
取組状況の評価の平均点 (3点満点)	第16条 2.41	第17条 2.07	第18条 2.22	第18条 第2項 2.78
取組状況	<p>【第16条関連】</p> <p>○タブレット端末等の導入（令和5年2月定例会以降） 長野県議会情報技術活用研究会の検討結果を踏まえ、議会審議の充実、調査力の向上及びペーパーレス化の推進を図るため、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入した。 令和5年2月定例会から、委員会において試行的にタブレット端末での資料閲覧を行い、同年6月定例会から、本会議及び委員会においてペーパーレス会議システムの本格運用を開始した。 また、令和6年6月定例会から、紙配付を希望しない議員には、本会議等の資料は配付しないこととした。</p> <p>○委員会へのオンライン出席【再掲】</p> <p>○議会手続のオンライン化 多様な住民が議会に関わる機会を広げ、また、議会運営の合理化を図る観点から、請願書の提出等の住民が行う手続や、欠席届の提出等の議会手続をオンラインを活用して行うことができるよう、令和6年2月定例会において会議規則や委員会条例の改正等を行った。</p> <p>○模擬県議会の実施【再掲】</p>			

	<p>【第 17 条関連】【参考】</p> <p>○議会改革調査会（平成 23 年 3 月から平成 26 年 7 月まで）</p> <p>各会派から 1 名から 4 名を選出し、計 14 名で構成し、計 23 回の調査会を開催したほか、岩手県への現地視察などを実施し、次のとおり正副議長に申し入れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 7 月 「大規模災害時における議会の対応について」 ・平成 26 年 3 月 「2 月定例会における一般質問と委員会審査の間の調査日の設定」 「傍聴手続きの簡素化」 「委員会におけるタブレット端末の使用」
取組状況に 対する 各会派から の意見	<p>【第 16 条関連】</p> <p>○常時、改革の視点で対応していくべき。（改革信）</p> <p>○ipad pro という最上位タブレットを全く生かしきれていない。県立高等学校の生徒と同様に BYOD（個人所有のパソコン端末等を議会で使用する）にしたらどうか。（新政団）</p> <p>○タブレットやスマホで議会スケジュールを管理するなど、DX を研究・検討し、積極的にデジタル化を進めたらどうか。（新政団）</p> <p>○議場内に大きなモニターを設置し、AI を活用して答弁をその場で文字起こしし、視覚で見ることができるにしたらどうか。（新政団）</p> <p>○継続的な議会改革に取組むために、そのリーダーである正副議長の任期を複数年にしたらどうか。（新政団）</p> <p>○完全ペーパーレス化に向け期限を決めて取り組む。（公明党）</p> <p>○長野県議会議員慶弔内規における「妻」の表記の見直し。（共産党）</p>

【第 17 条関連】

○平成 23 年から平成 26 年にかけて開催した議会改革調査会から 10 年が経過しており、継続的に議会改革を進めていくため、議会改革推進会議を設置し、必要に応じて会議を開催するべき。(改革信、公明党)

【第 18 条関連】

○領収書のネットでの公開については、費用対効果を明確にした上で、議運で議論すべき。(改革信)

○政務活動の領収書をホームページに掲載して公開する。(公明党、共産党)

○政務活動費の充当について、人件費の議員親族の雇用(運用指針)の見直しが必要になっている。(共産党)

検証項目	第7章 議員の政治倫理	
関連条文	【第19条】議員の政治倫理 (第1項) 公正、誠実及び清廉を基本とした品位の保持 (第2項) 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる	
取組状況の評価の平均点 (3点満点)	第19条	第19条第2項
	2.41	2.78
取組状況	【第19条関連】 ○長野県議会議員政治倫理要綱	
取組状況に対する各会派からの意見	【第19条関連】 ○ネットでの誹謗中傷など、時代に合った講習会、研修等を通じて政治倫理を高める。 (改革信、公明党) ○昨今、話題になる様々なハラスメント行為について、県議会としての姿勢を明確にしたらどうか。(新政団) ○議会における自由闊達(かつたつ)な議論は、県民の多様な意見を県政に反映させる上で不可欠であり、その前提として、議員相互の人権や価値観の多様性が尊重される必要がある。 しかしながら、意見の相違があった際に、結果として発言がしづらい場面も見受けられ、これは、建設的な議論の基盤を揺るがし、議会全体の品位にも影響する可能性をはらむと思われる。 議員には、事実や根拠に基づいて冷静に議論を交わす姿勢が求められ、それもまた「品格」の一部と捉えることができるのではないか。 そこで、基本条例における議員の品格の定義に、「EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の考え方を踏まえ、根拠に基づいた議論を心がけること」といった趣旨を加えることを提案する。(こうした取組は、議会が県民から信頼される場であり続けるため、大切な一歩になると考える。) (新政団)	

検証項目	第8章 議会事務局
関連条文	【第20条】議会事務局 (第1項) 議会事務局の機能の充実強化及び体制の整備
取組状況の評価の平均点 (3点満点)	第20条 2.67
取組状況	<p>○議会事務局の充実強化及び体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在38名体制 ・法令・規則・先例等の根拠に基づきながらも臨機応変に対応する能力を備えた職員、議会事務局の業務経験がある職員等の確保に努めている。 <p>○職員の研修参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修等（主催：全国都道府県議会議長会）
取組状況に対する各会派からの意見	<p>○議会事務局スタッフの見直しを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会職員の増員（専門スタッフ）と、研修の充実を。（改革信） ・非常勤の顧問又は契約弁護士を配置し、いつでも相談できる体制が必要。 <p style="text-align: right;">（改革信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村の議会事務局の連携（人事交流を含め）を図ってはどうか。 <p style="text-align: right;">（改革信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県議会事務局のプロパー化を目指してはどうか。（改革信） ・議会改革を推進するに当たり職員体制が適切か検討する。（公明党）

5 総括

平成21年に基本条例が施行されてから、16年以上の月日が経過しました。

今回の検証は、基本条例の趣旨に基づいた議会活動が十分に行われているかについて、各会派において議論の上、調査会において取りまとめました。

本検証結果を見ると、全23項目中、平均点を上回った条項の数は半数を超える計13項目となり、条例に基づく議会活動に一定の評価を得られたことが分かりました。

加えて、本検証は、基本条例について改めて考える契機となり、議員一人ひとりがその内容を再認識する貴重な機会となったほか、調査会における議論から、会派ごとに基本条例の取組に対する受け止め方が異なることが分かりました。

また、これまで各会派が実施していた正副議長への改革の要望は個別に行っており、会派間の共有は十分とは言えませんでしたが、今回の検証を通じて、各会派が一堂に会して意見交換する機会が得られたことは意義深いことでした。

6 参 考

長野県議会基本条例

目次

平成 21 年 10 月 2 日可決
平成 21 年 10 月 15 日公布 条例第 43 号
平成 21 年 10 月 15 日施行
平成 25 年 3 月 1 日公布 条例第 1 号

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 議会の監視機能の強化（第 6 条－第 9 条）
- 第 3 章 議会の政策の立案及び提言（第 10 条・第 11 条）
- 第 4 章 議会の運営（第 12 条）
- 第 5 章 県民と議会との関係（第 13 条－第 15 条）
- 第 6 章 議会改革（第 16 条－第 18 条）
- 第 7 章 議員の政治倫理（第 19 条）
- 第 8 章 議会事務局（第 20 条）

附則

平成 12 年 4 月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、機関委任事務が廃止されるなど地方分権に向けた取組が一步前進し、さらに、地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）に基づき、第二期地方分権改革が進められている中、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性はますます増大している。

本県議会は、これまで、政策に関する条例の制定、調査権及び検査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、活発な議会活動を行うとともに、政務調査費の使途の透明性の確保をはじめとする様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、眞の地方自治の実現に向け、今後も、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮し、政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として適切な運営を行うこと及び県民の意見を県政に反映させることにより、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。

ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、長野県議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針、長野県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議員活動の原則その他の議会に関する基本的な事項について定め

ることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、県の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、眞の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行に対する監視機能の強化を図り、これを発揮すること。
- (2) 政策の立案及び提言に関する能力の向上を図り、これらに積極的に取り組むこと。
- (3) 議員相互間の討議を活用する等合議制の機関として適切な運営を行うこと。
- (4) 県民の意見を的確に把握し、県政に反映させること。

(議員の責務)

第4条 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。

(議員活動の原則)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 資質の向上を図るため、研さんに努めること。
- (2) 県政に関する課題及び県民の意見を把握すること。
- (3) 議員活動について県民に説明すること。

第2章 議会の監視機能の強化

(監視及び評価)

第6条 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、知事等の事務の執行が、適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかどうかを監視するものとする。

2 議会は、決算の認定に係る議案の審議等を通じて、知事等の事務の執行の効果及び成果について、評価するものとする。

(県政に関する調査等の権限等)

第7条 議会は、知事等の事務の執行に対する監視機能を最大限に発揮するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

(議案の審議等)

第8条 議会は、知事から提出された議案を審議するに当たっては、その議案について論点を明らかにするものとする。

2 知事等は、知事が提出した議案における長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年長野県条例第50号）第2条に規定する基本計画に関する政策及び施策について、その必要性、当該基本計画

における位置付け、財源措置等を議会に説明するよう努めなければならない。

(議会の決議等の尊重等)

第9条 知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

2 知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとする。

第3章 議会の政策の立案及び提言

(政策の立案及び提言)

第10条 議会は、議員、常任委員会又は特別委員会の提案による政策に関する条例の制定、知事等の事務の執行に係る決議等を通じて、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

2 会派は、政策の立案及び提言に関し、会派相互間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
(研修、調査研究等)

第11条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力の向上を図るため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 議員が研修に参加する機会の確保
- (2) 図書室の充実強化
- (3) 市町村議会との交流及び連携

第4章 議会の運営

(議会の運営)

第12条 議会は、県民に開かれた運営を行うとともに、合議制の機関として適切な運営を行わなければならない。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

第5章 県民と議会との関係

(県民の意見の把握)

第13条 議会は、県民の意見を的確に把握し、県政に反映させるため、公聴会、参考人制度等の積極的な活用に努めなければならない。

2 議会は、請願、陳情等を、政策に関する提案ととらえ、誠実に処理するものとする。
(委員会等の公開)

第14条 議会は、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開する。

(広報及び広聴の充実)

第15条 議会は、多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第16条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(議会改革推進会議)

第17条 議会は、議会改革に取り組むため必要がある場合には、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議会改革推進会議を設けるものとする。

(政務活動費)

第18条 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めるところによる。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、県民の負託により県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、公正、誠実及び清廉を基本として常に品位を保持するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第8章 議会事務局

(議会事務局)

第20条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 議会は、県民の意見、議会を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則（平成25年3月1日条例第1号抄）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）